

従業員各位

株式会社ジャパンプロスタッフ
業務部

本社からの手紙



§1. 平成30年分年末調整について（平成30年12月度の給与明細書に源泉徴収票を同封しております ※全員）

- ★年末調整の対象の方は、年末調整による精算源泉所得税額を12月分給与で還付または、徴収しております。給与明細書の「控除項目」の「年調過不足額」欄に調整額を表示しておりますのでご確認ください。
 - ・還付の場合 → マイナス表示 [控除(マイナス)の欄に表示しますので、マイナス表示はプラス、すなわち還付]
 - ・徴収の場合 → プラス表示 [上記の逆]

- ★当社で年末調整を行わなかった方については、源泉徴収票の「摘要欄」に“年調未済”と印字しております。毎年2月中旬～3月中旬までの期間、住所地等の所轄の税務署にて確定申告の相談・申告書の受付を行っています。源泉徴収票や医療費控除の明細書（医療費控除を受ける際、医療費の領収書の代わりに必要）、保険料の控除証明書などご準備のうえ、申告書を作成し必要書類を提出してください。
また、国税局のインターネットでも手続きが可能です（“国税庁”で検索できます）。
確定申告についての詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。直接税務署にお問い合わせ下さい。

- ★源泉徴収票に記載されている住所と、平成31年1月1日現在の住所登録地（住民票に記載されている住所）が違う場合は当社担当者までご連絡下さい。平成31年度の住民税（平成30年分の所得に対して賦課）は平成31年1月1日現在の住所登録地で賦課されます。源泉徴収票に記載の住所と1月1日現在の住所登録地が異なると、住民税の徴収事務に多大な支障が生じます。

以上